

けであります。これらをごらんいただきますとわかりますように、三十二年の税率よりも三十三年度の方が下っているわけでありまして、さらに平年度の方が一そう下って参っているわけでありまして、このことが、第一課税方式におきまして標準税率を引き上げていくけれども、課税標準そのものが大幅に下っているものだから、実質的には減税になっていくんだということが了解していただけたらと思うのであります。参考として夫婦及び子三人の給付所得者のところで五十万円の段階を調べていきますと、改正案では、初年度で二千九百三十五円の税負担の軽減、平年度では三千八百三十三円の税負担の軽減になるわけでありまして、軽減の割合が、初年度では二六・六％、平年度では三四・六％になっております。これらの数字は冊子にしてお配りしておりますが、改正関係の計数の中に加えておりますので、御承知いただきたいと思っております。

(5)は、「総所得金額から基礎控除のみを控除した金額又は当該金額から所得税額を控除した金額を課税標準として市町村民税所得割を課する場合においては、市町村の条例の定めるところにより、市町村の条例の定める税額控除を行うものとする」とであります。現行法では扶養親族の数に應ずる税額控除をすることが、必ずしも法にうたわれておりませんために、ただし書きによる課税方式をとっておる場合には、扶養親族の多い、生活費のよけいにかかる人たちが結果的にはかえって負担が多いというふうなことになりますので、ただし書きを使つ場合でも扶養親族の数に應ずる税額控除はやらなければならぬのだということをうたつておきたい、かように考えております。その金額は条例の決定にゆだねた方が、市町村の状況も区々でありますので、適当ではなからうか、かように考えておるわけでございます。

(6)は、「給与支払報告書が提出期限までに提出されなかったこと、その他特別の事情がある場合においては、市町村長は五月三十一日後においても特別徴収税額を通知することができるとし、その通知のあった場合においては、特別徴収義務者はその通知のあった日の属する月の翌月から翌年の三月まで毎月当該特別徴収税額の月割額を徴収して市町村に納入しなければならぬものとする」とすることであり、五月三十一日後に特別徴収税額の通知を余儀なくされる場合もあり得るわけでありまして、その場合においてはその通知の翌月からの月割で徴収するのだということをはっきりさせておきたいと考えておるのでございます。

第二の事業税に関する事項であります。その(1)は「中小企業法人の事業税負担を軽減するため、所得を課税標準とする事業を行う一般法人についてその標準税率を次のように引き下げる」とであります。所得のうち年五十万円以下の金額は現行の百分の十を百分の八にし、所得のうち年五十万円をこえ年百万円以下の金額は現行の百分の十二を百分の十にするものであります。その他は現行のままに据え置くわけでありまして、利益を上げております法人、いわゆる利益法人のうちの八割ぐらまでは年所得は百万円までのものでございまして、従いましてこの税率の軽減というものはほとんど全部の法人に適用になるといふような表現もできるのではないだろうかというふうに考えております。

その(2)は「個人商工業者の事業税負担の軽減を図り、あわせて業種間の事業税負担の不均衡を是正するため、第一種事業を行う者の課税所得のうち年五十万円（基礎控除前の所得年六十二万円）以下の金額については、その標準税率を百分の六（現行一律に百分の八）に引き下げる」とにいたしておるわけでありまして、個人商工業者の場合におきまして基礎控除前の所得年六十二万円をこえるような人というところになって参りますと、全体では三％にもならないのではないだろうかというふうに見込まれるのでございまして、やはりほとんど全部の人たちにつきまして同様二％の負担の軽減になるのではなからうかというふうに思つておるのでございます。なおまた戦前の商工業に對しまする租税負担としては營業税があつたわけでございますが、國税の營業税や地方税の營業税附加税を合せました負担と現在の事業税の負担を比べて参りますと、年所得三百三十万円ぐらゐから下の人は全部戦前よりも下つて参つておると考えております。事業税につきましても戦前よりもむしろ軽減されるようにこの改正の結果なつて参るわけでございます。

その(3)は、「バス事業との間における負担の均衡を図るため、地方鉄道事業及び軌道事業の課税標準を所得（現行収入金額）に改めるものとする」とにございまして、その結果ほとんど大部分の鉄、軌道につきましても税負担が軽減されるということになり、平年度で五億圓ぐらゐの減収になるわけでございます。

その(4)は「公衆浴場を第三種事業とするものとする」とであります。クリーニング業や事業場と同じように第三種事業にしろという御意見が従来から強かつたわけでございますが、公衆浴場の性格にかんがみまして、そのような措置をとることにはたつたわけでございます。ただ特殊な温泉がございまして、そういう浴場は従来通り第一種事業に属しておくといたしておるわけでございます。そういう浴場におきましては料金も割合に高く取られておるようでございます。

第三は娯樂施設利用税に関する事項であります。その(1)は「スケート場を法定の課税対象施設の範圍から除くもの」にございまして、スケートが大衆化されたスポーツになつてきておる關係から、従来の御意見に徴しまして、除外することにいたしておるわけでございます。

その(2)は「ゴルフ場の利用に對する課税については、条例の定めるところにより、ゴルフ場の利用の日ごとに定額により課税することができるとし、その標準税率を一人一日につき二百円と法定する」とにいたしておるわけでございます。ゴルフ場の經營の仕方が、入会しよるとします場合には株を持つたり、あるいは入会金を払つたり、また入つてからにおきましても年會員の定額がありましたり、あるいは入場料にいろいろ相違がございまして、現在のようないろいろの五割課税ということでは、どうしても課税標準の把握に適正を欠きまして、不均衡を招来するわけでございます。そこで一人一日につき二百円というふうな定額課税をすることができるといふにいたしたいわけでございます。現在の実績でいきますと、九ホール以上のゴルフ場を全部平均して計算をいたしますと九十八圓ぐらゐにしかなつていないわけでありまして、しかし利用料金と目されるようなものを合計いたしました利用者の員数で除して参りますと、百九十九圓というふうな数字が得られますので、こゝで二百円と法定いたしましたわけでありまして、四は遊興飲食税に関する事項であります。その(1)は「旅館における一人一泊の料金が八百円以下である宿泊及びこれに伴う飲食に對しては、遊興飲食税を課することができないものとする」と。なお、基礎控除額は、現行の五百円を据え置くものとする」とにござい

の制度を新たに設けまして、八百円以下については課税をしない。そのかわり残った部分については一律課税をいたしたい。その結果は若干負担のふえる面があつても、その負担の程度というものがあるにしてもらえるものであればやむを得ないのではないだらうか、こういう考え方で遊興飲食税の改正案を立案いたしておるわけであります。要するに遊興飲食税を減税しようという建前から改正案を作っているわけではございませんで、遊興飲食税の今の税務行政をぜひ合理化したい、ま

その②は「飲食店、喫茶店その他これらに類する場所及び旅館における一人一回の料金が三百円以下である飲食及びその他の利用行為に対しては、遊興飲食税を課することができないものとする」とあります。旅館の場合と同じように免税点をさらに引き上げまして、真の大衆の負担は避けるようにしたいと考えておるわけでございます。

その(3)は「あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食については、一品の価格が百五十円以下のものに對しては遊興飲食税を課することができないものとし、標準税率は、百分の十とすること。であります。免稅品の引き上げの程度がちょうど五割でございますので、一品の価格につきましても五割を引き上げまして百五十円といたしましたい、かように考えておるわけであります。そのかわり税率は、現行の五%を、一〇%に改正いたしたいわけでありま

その(4)は「飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為で一人一回の料金が三百円をこえ五百円以下のものであつても、三百円をこえるものについては、公給領収証を交付するものとする」とであります。普通飲食の場合は五百円以下の部分について、公給領収証を交付する必要がある、そこが非常に不公平だということで、他の方面からいろいろ非難されておたつてあります。また非難にもっともな点がございますので、免税点を上げる機会に全面適用に改正をしたい。しかしながら実際問題として三百円をこえるような人が、とぎたまにしかその店には現

われないというよりなところ、にまで一律に公給領収証制度を強制することは適当ではありませんので、そういう部分につきましては政令で、除外規定が設けられることになっておるわけであり
ます。

その(5)は「課税客体ごとの標準税率」の区分を次により単一化すること。でありまして、芸者その他これに類する者の花代も、料理店、貸席、カフェ、バーその他当該道府県の条例で定めるこれらに類する場所における遊興、飲食またはその他の利用行為の料金と同じように百分の十五に税率を単一化したい、かように考えておるわけでございます。法文の上では「芸者その他これに類する者」と書いてありますが、これに類する者ということになりますと、実態からいいますと料理店の遊芸仲居でありますとか、あるいはカフェ、キャバレー、バー等におきますところの女給、こういう者と一緒に考えるのがむしろ至当ではなからう

か、こういふふうにも思われるわけ
あります。ところがそういう人たちに
つきましては、芸者の場合のように時
間ぎめの花代の制度がありませんで、
指名料が幾らであるとか、あるいはま
た消費金額の二割を料金に加算して、
そういう意味のサービス代として徴収
するとか、いろいろなやり方が行われ
ておるわけでございます。いわゆる花
代の形で料金を徴収しておりませんの
で、自然また何の項の中にも入ってい
ないわけでございます。その結果非常
な不均衡ができておるわけございま
して、今申し上げました者の方が、む
しろ人数としてははるかに多いわけ
でございますが、それらにつきまして花

代式の課税をやろうとすることは、経営形態について税の面から変更を強要するといふことにもなつて参るわけでございます。とうていできる問題ではないと思つております。たまたま印在の芸者その他これに類する者の花代

式で料金をとっておる者についてだけは三割課税を行なっております關係上、あるいは第二検査ができますとか、あるいは経営の形態を変えていくとかいふことによつて、こゝへ來ておるものものがたくさん生じて參つてきております。そういうよりうなことから考えますと、むしろ全消費金額を一括して押さへまして、そつして一五％という單一の税率を適用していった方が、さしあたりは減収を生ずるだらうけれども、將來に當つては適切な課税を行へるようになつて増収が期待できるのではないかと、こゝういふ考え方を持ちましてこのやうな改正をいたしたいと考えたわけにあります。

なお御參考までに申し上げますと、

戦前は芸者の数が八万くらいあったわけでございますが、逐年減つて参りました、現在では二万五千人くらいになつておるわけでございます。それではそういう関係の者が減つたかといひますと、むしろ全体といたしましては非常にふえておると思われるのであります。まして、形が變つてきておるといふことでございます。例の「旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の料金」につきましては、一人一泊の料金が千円をこえる場合、また(三)の普通飲食の場合の一人一回の料金が五百円をこえる場合には一〇%であり、それ以下の場合には五%というふうな二段階の税率になつておるわけですが、二段

階の税率にしておる結果、店によつてはこれらの五%の適用を受ける店と、一五%の税率の適用を受ける店との間で、むしろどちらにおける飲食に多くの負担を求めたらよろしいかといふこ

とについて、逆の場合もたくさんありまして、場末の小料理店と、東京会館とか帝国ホテルとかいうところと比べて参りますと、金額によつて五%から一五%までの開きというものが必ずしも適正でないという感じさえも持たれるわけであります。そこでなるべく両者の税率の幅を小さくしたい。そうすると一〇%、一五%というふうになつてくると思うのでありまして、そのかわりに今まで五%の適用を受けていたな部分で真に大衆的なものは課税からはずしてしまふ、こういう考え方をとりたいと考えております。

第五は、固定資産税に関する事項であります、その(1)は「外航船舶に對する固定資産税の課税標準を価格の六

分の二に相当する額に引き下げることにし、これに伴い、外航船舶以外の船舶に対する固定資産税の課税標準を価格の三分の二に相当する額に引き下げることにいたしておるわけでありまゝす。外航船舶につきましては、外国の税制とわが国の税制とが違つております關係上、固定資産税を外航船舶に課税をしていない国との間におきましては、わが国の競争力に若干劣るものが出て参つてきておりますので、そういう意味において外航船舶に対する固定資産税の負担をやめてもらいたいといふような意見もいろいろあるわけでありまゝす。しかしこのこと自体にも問題がございますので、この際従来の負

担をさらに半減したい。しかし港灣所
在市町村としては困つて参りますの
で、特別とん税を設けまして、外国船
舶にも特別に税負担をしてもらいまし
て、その収入額は全額を開港所の市
町村に譲与する制度を設けることに
よつて、その補てんをいたしたいとい
うように考えておるわけでありませう。

その(2)は「大規模償却資産に對する
市町村の課税限度額を次のように改め
るものとする」とであります。こ
の部分と、それから(3)の「大規模償却
資産に對する市町村の課税額を保障す
るため定められる前年度の基準財政需
要額に對する割合は、現行の百分の百
二十を百分の百三十に引き上げるこ
と。」この兩者を合せて、兩者とも
にこの制度を設けましたときの経過措
置として、比較的市町村の課税額を
広げておつたのをそのまま恒久化した
しまして、市町村の実態に沿うように
課税の額を上げた、かように考えて
おるわけでありませう。

その(4)は「新たに建設された工場及
び発電所の用に供する償却資産で大規
模償却資産に該当することとなるもの
に對する所在市町村の課税限度額につ
いては、当該市町村の前年度の基準財政
収入額が当該市町村の前年度の基準財政
需要額の、それぞれ当該償却資産に對
して固定資産税が課されることとなる
最初の年度及び第二年度にあつては百
分の百八十、第三年度及び第四年度に
あつては百分の百六十、第五年度に
あつては百分の百四十の額に達するま
でに増額するものとすること。この場
合において、一の納税義務者が当該大
規模の償却資産とそれ以外の償却資産
とを所有するときは、兩者を区分し、

当該大規模償却資産についてのみ適用
するものとする」とであります。現
在は特に限られたものについてだけ、
こういう建設当初の経過的な市町村の
課税限度額の拡張をやつておるわけで
ありますが、それを全体的に広げまし
て、こういうものが新設された当座
は、市町村としての財政需要も多いわ
けでありますので、その実態に即する
ように改めることを考えておるわけ
であります。

その(5)は「自治庁長官又は道府県知
事の評價に係る固定資産で、納税義務
者の申告遅延等のため、当該固定資産
の価格等の通知が遅延する場合におい
ては、市町村は、前年度の固定資産税
の課税標準額を仮に課税標準として算
定した額の二分の一の範囲内で当該年
度分の固定資産税を仮に徴収すること
ができるものとし、自治庁長官又は都
道府県知事から価格等の通知が行われ
た場合においては、その通知が行われ
た日以後に到来する納期において、税
額の調整を行うことができるものとす
ること」とあります。発電関係の施設
でありますとか、あるいはまた鉄道、
軌道の施設でありますとか、あるいは
船舶でありますとかいふものでありま
して、自治庁長官が評価をして関係市
町村に価額を配分するわけでありませ
うが、申告がおくれる等の結果から配分
のおくれることもございますので、そ
ういふ場合には、前年度の額を基礎に
してかりに徴収しておける制度を設け
ておきたいと考えているわけでありま
す。もとよりこれにつきましては、納
税義務者からは、もしその額が高いと
かいふ場合には、異議の申し立てがで
きるような道も開いているわけであり
ます。

第六は、電気ガス税に関する事項で
あります。
その(1)は「水銀、石綿及び可燃性
天然ガスの掘採又はマグネシウム地
金、焼成りん肥及び焼成りん肥にりん
酸液を作用させた肥料の製造のために
使用する電気に對しては、電気ガス税
を課さないものとする」とあります。
その後には製法が発展してきて、現
在では電気ガス税が課税されないこと
になつてきているものと全く同性質のも
のできてきたといふような場合、ある
いはまた従来は外国からの輸入にもつ
ばらたよつておつた、しかし新しい産
業が日本に起つて、それが製造され
る、しかも原価の中に電気料金が多量
を占めるというような場合は、従来の
方針にのつとりまして非課税とするこ
とが妥当だと思われまふので、非常に
しぼつた範囲であります。この程度
のものを非課税範囲に加へたいと考
えているわけでありませう。

その(2)は「漁業協同組合、漁業協同
組合連合会、水産加工業協同組合及び
その法人以外の法人又は個人で、その
所有する製氷設備に係る製氷能力の合
計が政令で定める基準に満たないもの
が設置する製氷工場において製造する
氷を、もつぱら漁船その他政令で定め
る場所における水産物の保存に供して
いる場合には、当該工場において直接
氷の製造に使用する電気に對しては、
電気ガス税を課さないものとするこ
と。」であります。従来、氷を作る場合
には多量の電気が消費されるというこ
とから、全体的に製氷に使用します電
気は非課税にすべきだ、こういう議論
があつたわけでありませう。しかしなが

ら、氷にはむしろ消費財的な性格が多
分にあるわけでございますので、その
ような改正にも踏み切り得なかつたわ
けであります。特に漁民において使
用されております氷は、生産財的な性
格が多分にございませうので、漁民保護
という見地にしぼつて製氷に使われま
すところの氷を非課税にしたい。従つ
てまた、そのような保証のないような
部分については、かりに漁船に使われ
るような氷でありましても、それに使
われる電気を非課税としないという考
え方をとつておるわけでありませう。そ
こで漁業協同組合の関係製氷工場のほ
かには、中小の製氷工場を加へる程度
にとどめておるわけでございます。

その(3)は「漁業協同組合等が前項の
工場に併置する冷蔵倉庫でもつぱら水
産物の冷蔵又は凍結の用に供するもの
において、直接水産物の冷蔵又は凍結
に使用する電気に對しては、電気ガス
税を課さないものとする」とありま
す。これも今申し上げましたことと
同じ趣旨であります。

第七は、木材引取税に関する事項
であります。価格を課税標準とし
て課する場合における標準税率を百分
の四、制限税率を百分の五に引き下
げること」とあります。現在、木材引取
税におきましては、市町村間において
課税の状況が非常に区々であり、負担
も非常に不均衡になつていふといふよ
うな非難があるわけでございます。そ
こで、自治庁から課税をいたします場
合の基礎になつておるような価格を示し
て指導に當つておるわけでありませ
うが、なお徹底いたしておりませんの
で、この際いろいろな意見をも考え合
せまして、税率を引き下げる。しかし

ながら、税率を引き下げましても、む
しろ適正な課税を行うことによつて、
減収はなるべく避けられるであらうと
いふふうな程度にとどめておきたい。
こういう考え方を持つておるわけであ
ります。どちらかといひますと、木材
引取税の適正化を期する意味において
税率を引き下げたいと考えているわけ
であります。

第八は入湯税に関する事項でありま
して「入湯税を環境衛生施設、その他
観光施設の整備に要する費用に充てる
ための目的税とすること。」でありま
す。総額におきましても三億円程度の
ものでございまして、どちらかといひ
ますと温泉浴場での入湯でございまし
て、当然遊興飲食税の対象にもなつて
いるかと思われませう。従つて、遊興飲
食税の対象にし、さらに入湯税の対象
にして、兩者を普通税にそのまま続け
ていくといふことは多少問題がござい
ますし、また温泉浴場所在の市町村に
つきましては、特殊な財政需要がある
わけでございますので、入湯税はそ
ういふ面に向ける財源として定めるよ
うにいたしたい、かように考えているわ
けでございます。従いまして、地方交
付税を計算します場合の基準財政収入
額には、入湯税は入つてこないわけに
なります。地方交付税を交付されて
おつたような団体におきましては、基
準財政収入額に入つておつた入湯税分
だけは地方交付税が増額される、こ
ういふ結果にもなるわけでございます
ので、自然入湯税は環境衛生施設その他
の方面に積極的に充てていくことが可
能になるだらうといふふうに存じてお
るのであります。

その(1)は總則に關するものでありまして「過納又は誤納に係る地方団体の徴収金を還付する場合における還付加算金の日数の計算の終期は、還付のため支出を決定した日であることを明確にすること。」であります。国税徴収法の取扱いと同じようにしております。

その(2)の住民税に關する事項の一は

し、法人が解散し、又は合併した場合の清算所得に係る法人税割の分割基準である従業者の数は、解散の日又は被合併法人の合併の日の属する事業年度に属する各月の末日現在における数値をそれぞれ合計したものとすること。】でありまして、事業税と法人税割との取扱いを合せたいと考えているわけがあります。

で、法人税が課税されない場合においては、道府県知事の調査による更正または決定をすることが出来る旨を明確にすること。』であります。

(4)は不動産取得税に関するものであります。『住宅を新築した等により、土地の取得等に対する既納の不動産取得税と還付することとなる場合の還付加算金の日数計算の始期は、納税者が

ことにより、道府県が既に納入されている遊興飲食税に相当する額を還付する場合において、当該特別徴収義務者に未納の税金があるときは、これに充当することができるとすること。」であります。

出水産業組合を法第七十二条の二十二第四項の特別法人に追加するとともに、漁業生産組合及び生産森林組合に、当該組合の事業に従事する組合員に対し、給料、賃金、賞与等の給与を支給するものは、特別法人から除外して普通法人として課税標準の特例を受ける法人の範囲から除外するものとする。従つてまた、法第七十二条の

次軽減をしていくという趣旨において、三十二年度からよるべき基準を示していくことが順当だろうと考えております。それと同時に、三十二年度は、先ほども申し上げましたように、地方財政全体としては千億円に上の追加財源の得られる際でございますので、こういう減取の生ずるような措置をとります場合には、一つのチャンスじやなかろうかというふうにも考えております。わけでございます。

○永田委員　この減取補てんについて、中小都市からの希望として、もう一つたばこ消費税を増率してこれに目合せてほしいという意見があります。

館の八百円から千円までの増税となる

す。説明してかかることができます。

しかしながら、業者に税金を徴収して
もらうのでありますから、最初から消
費者が納得ずくでおつてくれなけれ
ば、なかなか徴収しにくいと思つたの
であります。そうしますと、消費者が納
得してくれていゝという税率になりま
す。やはり一本税率だと思つてしま
う。普通飲食店であれば一〇％一本、料理
店であれば一五％一本だ、こゝろい
うな税率の単一化が必要であらうと考
えるわけでありまして、また税率を単
一化することによりまして、税金の徴収
も割合にやりやすくなるわけでありま
す。広く適切に課税もしていける。そ
の結果、また全体として負担の均衡も
確保されることになるんじゃないか、
こゝろいふわけでありまして、全体として
の合理化のために、一部若干永田さん
の御指摘になりましたような点も出て
くるわけでありまして、全体として考
えまして、その程度はがまんしてもら
えるところではなかりかと思つてお
るわけでありまして、しかしながら、な
お財政状況もよくなり、経済状況もよ
くなりまして場合には、免税点を引き
上げていくことは、この際においては
問題となつてくるだらうと存じておる
わけでありまして。

○永田委員 税率の簡素化といふこと
は、けつこうでありますけれども、た
だこゝろに出されておるのは、無理や
り簡素化してあるのには、思ひます。
実情をあまりにも考えないで、とに
かく簡素化している感じがするの
です。たとえば、旅館で八百五十円泊
まつたと仮定しますと、一割取られ
ると八十五円取られる。そうすると、
旅館の手取りは七百六十五円になるわ

けですね。そうすると、八百円で泊
まつた方は、まるまる旅館が八百円も
らう。八百五十円取りましたら、か
えつて手取りは少なくなつてしまふ。こ
ういふ矛盾も境のところでは起るわけ
であります。そうすると、私思ふの
に、八百円から千円までの宿泊料とい
うものは結果的にはなくなつてしまふ
だらうと思ふのです。無理に簡素化理
化して一割にそろえてしまつた結果
は、おそらく旅館の身になつて考へて
みますと、九百円なんという半ばの
値段で泊めることはやめてしまつて、
八百円に下げろか、あるいは千円に上
げてしまふか、こゝろいふことになつ
て、机の上でお考えになられた簡素合
理化といふことが、実際は意味がな
い、こゝろいふ結果にはしないかと思
ふのです。いかがですか。

○奥野政府委員 御指摘になりました
八百五十円の段階でとらえますと、八
百五十円から五百円を基礎控除しま
す。残りまして三百五十円に對しまし
て一割の税金でありますから、三十五
円といふことになるわけでありまして。
免税点をあまり多くしますと、ゼロか
ら急に税負担になりますところの差が
大きくなりますので、この点も考慮し
なければならぬわけでありまして。八
百円になると、三十円の税金をとるか
とらぬかといふ境になつてくると思
ふのであります。八百円をこえます
と、八百円から千円までの宿泊料をこ
えまして、三百円余りに一割、三十四円余りこ
えまして、こゝろいふことになつてしま
ふ程度ですと、あまり無理がないの
じゃないか、こゝろ思つておるわけであ
ります。なお先ほど、旅館について標
準料金八百円以下のところが全体とし

てどれだけあるかといふことを申し上げ
たわけでありまして、私たちがいろ
いろ調査したところによりまして、現
在は五百円以下のものは課税していな
いわけでありまして。五百円をこえる宿
泊者のうちで、五百円から八百円まで
の者がどれくらいあるかといふことを
調べてみますと、五二・六％くらい
じゃないかと思つております。やは
り非常になくさんの人が遊興飲食税
の負担からはずれていることは事実で
ございます。店によりまして、八百円
前後の店もずいぶんあるわけござい
ますけれども、また全部が千円をこえ
るものばかりだといふような旅館もあ
るわけでありまして、こゝろいふこと
に泊る人たちの中心に税を負担しても
らうことが、税務行政を合理化してい
く一つのやり方ではないかと考へてお
ります。こゝろ御了解願ひたいと思ひま
す。

○永田委員 その点はこの程度でとど
めますが、大臣一つ、八百円から千円
までを現在通りに五％に据え置くとい
ふことについて、御留意を願ひたいと
思ひます。
それからもう一つ私不合理に思ふこ
とは、実はこの間の日曜日に、私家族
連れで宝塚の温泉に行きまして、晩に
泊つたのですが、昼行つてそこで親子
どんぶりを食つた。そうすると、コー
ヒー一杯、親子どんぶり一つといふよ
うなものに對して一五％の税金がか
かつてくる。なぜこゝろいふことになる
のだと言つて私がいろいろ問ひ詰めた
ところから、その旅館のおやじは旅館
の組合長でありまして、なかなかよく
知つてゐるんですが、何か書類を持
つてきて見せた。それは場所課税の規定

であります。それを見ると、昭和三十
年九月何日とかに自治庁通達がきてい
るわけなんです。考へてみると、三十年九
月というのは私が政務次官をしていた
ときで、あまり言うやぶへびになる
と思つて、いいかげんであまり追及し
なかつたのですけれども、しかし遊興
を伴つたわけでもなんでもない。家族
連れで行つて昼飯を食つたんです。と
ころがそこに自治庁の通達で場所課税
によつて――私は泊つたのは旅館には
違ひないが、料理屋並みの税金、一割
五分取られた。これはどう考へてみ
ても私はいまだに残念です。(笑)これ
はどういふわけなんです。場所課税
といふものは、旅館に違ひないのに料
理屋としての料金をとるのか、これは
全国こゝろいふことをみなやつてゐるん
ですか、ちよつと伺ひます。

○奥野政府委員 たゞは新橋や赤坂
でも、別に芸者と呼ばないで会食する
場合もたくさんあるだらうと思ふので
ございまして、こゝろいふ場所でありま
す。一五％の税率を適用する、こゝろ
いふことで場所を区分してゐるわけ
でございますので、御指摘になりました
旅館は、実態を知らませんのでよくわ
かりませんが、普通旅館でありますと、
五百円以内であれば五％、五百円をこ
えれば一〇％の税率が適用になるわけ
であります。しかしどうも今のよう
なことでございまして、普通旅館であ
り、同時に料理店を兼業してゐるとい
ふことはなかりかと思ひます。料
理店といふことで芸者も入つてゐる店
ではなかりかと思はれるのでありま
す。そうしますと、宿泊行為につきま
しては普通旅館として料金計算が行わ

○永田委員 宝塚では、その晩ふしぎに思ったから、そこら辺の旅館のおやじに來てもらったのです。それで聞いてみたところが、みなそうなんです。どこの旅館でも昼間飯を食うと全部一五%とられる。つまり旅館と料理屋と両方の鑑札をとっているのだらうと思うのですが、しかしわれわれが家族を連れていった分も料理屋として税金をとるといふことは、どう考えても私には不合理だと思ふ。これは県の方で何かそういうことをきめているのかもしれませんけれども、もし全国どういふふうに子供を連れていった分までも遊興を伴うといふようなことで税金をとるのだらう、これはさつそく通達をやり直して、そういうことのないようにしてもらいたいと思ふのですが、いかがですか。

○奥野政府委員 お考えの点につきましては、ただ御指摘になりました店は、よく承知しませんが、おそらく旅館業法の許可をとると同時に、風俗営業取締法の許可をとっているのだらうと思ひます。そうして永田さんのような利用の仕方もあるでございまして、おそらく芸者もしよつちゅう入って、そこでいわゆる遊興行為といひましようか、そういう飲食行為も普通一般に行われていくのじゃないだらうか。宝塚という土地柄からそういう想像をしていけなくもありませんが、温泉地帯においてはそういうことがずいぶんあるわけでありまして、またそういう扱いをしませんと、料理一本で行っているところと、旅館という看板を掲げているけれども芸者はほとんど入っているじゃないかといふところとの間

に均衡を欠いてしまふので、原則として、風俗営業取締法の許可を受けて旅館であつても芸者が入っているといふことにならざるや、やはり一五%の税率を宿泊以外の分については認めざるを得ないのじゃないか、こう思ふのであります。しかしお説はよくわかりますので、できるだけ厳密に区分して取扱うような指導は今後もいたして参りたいと思ひます。

○永田委員 それは遊興をしたらしいのですよ。芸者が來て一緒に食つたら私も喜んで……(笑)喜んででもありませんが、当然払うと思ふのです。これはどう考えてもおかしいので、もう一ぺんよく考えていただきたい。それからみんな温泉マークがついていゝるのですな。あそこへアベックで來てちよつと休憩とかいふのがある。これは遊興を伴うのですか。遊興じゃないとすれば、普通の泊りの税金で取るのですか。

○奥野政府委員 税法を適用します場合には、別にさかさクラゲがついていゝるかについていないかという区分は、あまりいたさないわけでありまして、普通旅館として経営したおる場合には、旅館について適用されます税率がそのまま当てはめられて参ります。従いまし、宿泊でありますと八百円までは免税ですが、そうでありますと、今回三百円までは免税だといふことにいたしてあるわけでありまして、それ以上であれば一〇%といふことになっております。格好は旅館でありまして、風俗営業取締法の適用を受けまして、そちらの方の許可を受けて、そしてそこに多少のサービスの行われているような場所でございますと、一五%の税率が適用になる、こういうことになるわけでございます。

○永田委員 これはちよつと私見ですが、温泉マークの問題は、このごろ神宮外苑の近くにそういうのがたくさんあつて、えらい問題になつていゝるようです。それで文教委員会などでもずいぶん取り上げておるようですが、これは税金をよけい取つたらどうかと思ふのです。というのは、温泉マークをつけていゝるが、温泉でも何でもない、東京のまん中で温泉が出るわけがないのだから、うそをついていゝるわけなんです。温泉マークというのは虚偽の表示をしておるわけなんです。温泉マークは見ても目ざわりで、しかも温泉の熱気分を起させる。これに対して税金をかける温泉マーク税といふのはどうですか。

○奥野政府委員 広告税で、そういうところに特に高い税率を適用するといふような方法もあり得ると思ひます。

○永田委員 それでは次の問題に移りますが、今度は旅館のサービスに対する税金の問題です。きのうもちよつと参考人の方が申しておりましたが、女中さんが來てふとんを敷いたりあげたりしてくる、あるいは掃除をする、それから飯を食うときに運んでくる、こういうようなサービスに対しては、税金が賦課されるということになっておるわけでありまして、そういうものに對する税金といふのは、私はどうもふに落ちないのですが、その点御説明願ひたい。

○奥野政府委員 お話のように、税法では、何らの名義をもつてするを問はず、利用者の負担になるような額全体を課税標準にするといふことにいたしておるわけでありまして、サービス料の問題になりますと、業態によつてきまり方が非常に違ふやうであります。芸者の花代にしましても一つのサービス料でありまして、また旅館における女中さんへの心づけ、これは全体の一〇%をサービス料として客の方から積極的にもらうといふこともありましよう。その実態についてどこで線を引くかといふことは非常にむずかしい問題ではなからうかと思ふのであります。同時にまた、なるほどそれは女中さんへの心づけとしていくものかもしれないけれども、業者から請求されるものであればそれが経費であることに違ひがないじゃないか、それにはいろいろな経費があるだらう、ふとん代もあれば、女中さんへのチップ代もあるだらう、お客の支払う料金によつて担税力を測定するといふような見地から考えていきました場合には、必ずしもサービス料といふものは絶対に入れてはおかしいという理由にはならぬだらうと私は思つておる。ただ、さうして言ひますれば、任意に支払へば税の対象にならないし、一方的に徴収されれば税の対象になる、それには割り切れない問題がありましようし、そういう問題が旅館経営においては一番多いだらう、こういうふう存じておるわけでありまして。

○永田委員 それからもう一つは、旅館のみなし課税の問題です。さつき一番最後に御説明がありました、私の方の選挙区には西宮がある。それで、甲子園で、高等学校の野球とか、いろいろやるわけなんです。そうすると、学生だからといふので特別に割引をするわけです。朝昼晩と、何百カロリーだか

忘れたけれども、飯を食わせて、六百元とか六百五十円とかで泊める。従つてこれはぎりぎり一ぱいなんです。損はしてないかもしれないけれども、ほとんどもうけがない。ところが、あとになつて、これは普通に金を取れば、千円から千円のサービスをしていることになつて、税金を取る、こういうことになつて、せつかく学生を泊めて一生懸命にサービスをしたはずの旅館が、あとでみなし課税でほかつと取られるといふことはまことにかわいそうであり、不都合だと思ふのです。こういう点について何かお考えが参りますか。

○奥野政府委員 今お話しになりましたようなものについて、みなし課税をするような意思は毛頭ございません。またそういうふうに運営を誤まつてくられても困るわけでございますので、みなし課税をいたしません場合は政令で規定をいたしたいと考えております。法文の上では、政令で規定する場合に限つてみなし課税ができるのだ、こういうふうな規定を置きたい、こういうふうな規定を置きたい、この宿泊者の半數以上は株主に対する無料優待券による宿泊であります。それだから課税標準になる料金は、従つて遊興飲食税を納めないのではありません。そのうち、ほかの旅館との間に非常な不均衡が生じてしまひまして、やはり一つの税の穴にもなつておるわけでありまして、こういうような事例に遭遇いたしましたので、あのような規定を置いておるわけでありまして。運営の点につきましては、御指摘のような点にな

らないように留意いたしたいと思ひます。

○永田委員 そのうのはよいのです。私は西宮へ行つたらそういう陳情を受けなければ。去年野球のとき、特別に、ちつともうけないで泊めたのが、今西宮の税務署から非常に催促を受けておる、そういうことで今ごたごたして係争しておるらしいのです。そういう問題がありますので——これは西宮だけじゃないかと思ひますけれども、特にスポーツ団体なんかの学生を泊めたりした場合は、特別に割引したものを認めてやるようにしていただきたいと思ひます。

それからきのうもちつと聞いておつたのですが、もうこのごろはあまりないかもしれないけれども、肉を持ち込んだり、あるいは酒を持ち込んだりして、旅館で自分で持ってきたものを食ふ、そのときに自分で持ってきたものに税金をかけられるというのはどうもふに落ちぬという、お客さんの心理として見ますれば、自分のものにまた税金をとられるという気分がするのじゃないかと思ひます。きのう旅館の連中が言つておつたのをここで聞いておると、加工したことに對して税金をつけてくれるということを言つておつたように思ひます。たとえば肉を持ち込んで来た場合には、その肉に對してでなくして、加工した加工賃に對して税金をつける、酒を持ってくれば酒をおかをする、その加工したことに税金をつけて、みなし課税とみなす、こういう点はどうですか。

○奥野政府委員 全くお説のように私たちは考へておるのであります。地方税法等に関する取扱いについての運

賃、運賃につきましては、真に持ち込みにかかるものを加工して提供する場合、その加工料等が課税標準となるのだ、こういう趣旨をうたつてあるのでございます。そのような方向に指導して参つてきているわけでありまして、法文は持ち込み品について課税をすることができるといふ規定を置いております。その趣旨は、華美な旅館、あるいは料理店に行きまして、そこから酒屋さんに電話をかけて酒を持ってきたり、これも形式的には持ち込みであるはずであります。そういうような脱法的行為を防ぐために課税をすることができるといふ規定を置いてあります。ほんとうの持ち込みにつきましては、これは加工料が課税標準にはなりません。それが、それ以外に課税標準にならないように、今後もお強く指導して参りたいと思つております。

○永田委員 それからもう一つ奥野さんに伺いたい。風俗営業、これの定義がよくわからない。たとえばおでん屋なんかに行つて、その娘さんが出てきてお酌をしてくれる、そのときに、台の向うから手を出してお酌をした場合には、これは風俗営業じゃないか、台のこつちへ回つてきて、自分のそばへ来て、お酌をした場合には風俗営業だ、こういうようなことをいなかでちつと聞いたのですが、そういうような区別があるのですか。

○奥野政府委員 風俗営業取締法は警察の所管になっておるわけでございます。旅館とか普通飲食店のような問題は厚生省の所管であり、保健所の所管だ、こういうことになっておるわけでございます。どちらかといひますと、風俗営業取締法の関係の警察では、あ

まりその対象からはずれてくることは好まないというふうな心理があるのじゃないか、そういう心配を私としては持つております。しかしどの法律に基いて許可をとつておるか、一五%適用税率の店であるか、一〇%適用税率の店であるかというところなるべく考慮したい、こういう考え方を持つておりますので、昨年でありましたか、一昨年でありましたか、警察庁と相談をいたしまして、末端においては府県の税務当局と警察当局とが相談し合いながらその辺の区分を一つ直すようにしようという話し合いをいたしたことがございます。その以前は自治体警察がありまして、市町村の取扱いによつて、自治体警察の考え方によつて非常に乱れておつたわけでありまして、同じ県内におきましても取扱いが非常に区々になっておりました。それを是正したいという気持は警察庁にもあつたわけでありまして、そういう意味でいろいろ話し合いをしてありますが、私どもは考え方としては、卑近な例でいへばカウンター向うのサービスの店については普通の飲食店だ、そういう扱いをしていきたい。少くとも税の面におきましてはそういう方針をとつていきたい、かように考え、またそういう指示もして参つておるわけでありまして、

○永田委員 なるべく世間一般の通念で大衆的なものと思はれるようなものは、風俗営業じゃないようにしていただきたいと思ひます。

それから最後に一つ芸者のことで大臣に伺いたい。この前予算委員会でお伺つたところ、あるいは社会党の成田さんでしたかの御質問に答へられて、大臣は、芸者の税率を下げるとい

うことは、芸者にあらざる芸者がどんなふえてきてしまつて、ほんとうの芸者が困つてしまつて、そういう不公平があるから下げるのだというお話であります。私も一応ごもつともだと思ひます。ただ芸者にあらざる芸者が芸者のような行為をした場合には、その芸者でない芸者に芸者と同じような税率でかけた方が合理的じゃないかと思ひます。これはごまかしてある芸者を認めることにはせぬか。ほんとうの芸者を助けるというよりも、もぐりの芸者をそのまま認めたという結果になると思ひますが、いかがでしょうか。

○田中國務大臣 芸者論でいつも皆さんに笑われるわけでありまして、私が予算委員会でお話いたしました芸者以外の芸者というのには——御承知の通り芸者の花代に課する税金であります。行為税でございます。ところが類似行為をしておるものがある。どんなものかという、やと名づけられぬものですが、芸者とやとの行為は少しも違わぬ。その行為をする彼女のからだを見ましても、着物の着方から帯の結び方に至るまで違わぬ。そしてサービスも同じことをするのです。その法律の知らない行為についてはわれわれがここで関知することではございませんが、法律の知る範囲の行為といふものは全く同じ行為なんです。その同じ行為をして一方が一割五分で、一方は三割である。これは課税の均衡というところから申しますとどうも納得がいかない。それからもう一つは遊芸仲居というものがおります、あるいはキャバレーの女給というものもあり

ますが、非常に類似したもので申しますと、やと芸者は同じ行為をしてゐるものであつて、同じ花代で働いておるものであつても、一方は一割五分で一方は三割だ、こういう不均衡を是正するといふことは、今度私がしろりとでありますけれども、就任をいたしました、在野時代に考へたことはどうも地方税といふものには不均衡がある、遊興飲食税関係ばかりでなしに、事業税だつて不均衡があるのです。たとえば私鉄にいたしましては地方鉄道と地方軌道といふものを見ると外形の収入を基準にして、切符の売り上げに對して課税する、利益に對して課税しない、これは非常な間違ひであります。不均衡です。遊興飲食税におきましてもこういう点がある。それから事業税におきましても、個人の事業税、一番大事な第一種事業税、中小企業者、ことに弱小企業で保護を必要とするものは六分取らないで、二、三種は六分取つておきながら、一種だけは数が多しといふことで、取りやすいといふことで百分の八を取つておる。これはもつてのほかの不均衡であります。そういう地方税全般を通じての不均衡といふものを思い切り是正しよう、いやしくも不均衡がございせんといふ回答が堂々とできますようにやりたいと思ひます。だれが言い出したかといふと、私が言い出したことなのであります。責任は私にあるわけでありまして、同じ行為で一方の行為は一割五分、一方は三割という考え方はよくない。そこで今のお説のごとくに均衡をとる方法としては両方とも三割にするか、低い方を高い方に引き上げて均衡

をとるという均衡のとおり方がござい
ますが、いやくも国税においてわが党
は減税政策だと自分みずからうたつて
おりますように、減税の方針をとるこ
とが筋でもあるし、国税は千億圓をこ
えるような大減税を思い切つて行なつ
た、そこに財源の一切を傾けたような
年に三十二年度はなるわけでありま
す。そういうときに地方税を引き上げ
てつり合ひをとるなどということは
もつてのほかだ、そういう意見もござ
いました。そこでそれはやるべきでな
い、下げて均衡をとれということ、
して下げて均衡をとらしたような実
情になつておるわけでありま。

もう一つ、これは私自身もよく存じ
ておることでございますが、そもそも
類似行為をしていふやとなつていふもの
の発祥は、大阪、京都でございます。
ところがこれが税金も安いサービス
もいしというところで、全国に波及を
いたしまして、このごろは非常に数多
くのやとな、やとなに類似をいたしま
すものが東京方面にはやつておる、芸
者の花代が高いから芸者の売れ行きが
悪いというので、わざわざ芸者の鑑札
を取り消しまして、籍を抜いて組合か
らはずれまして、これがやとなという
自分でつけた名前になつて、同様の行
為をしておるといふのが東京ではうん
とふえて参りました。こういう傾向に
もかんがみまして、これを引き下げて
バランスをとるといふことが適當であ
るということ、こういう改正案を御
審議願つておるといふ事情でございま

○永田委員 大体趣旨はよくわかりま
した。ただ脱法的なやとなというもの
がどんどんふえてくる、その場合に芸

者というものが圧迫されてだんだん
減つてくる、この問題について、これ
は昨日同僚の川村議員からも質問が
あつたように思ふのでありますが、か
りにやとながどんどんふえてしまつ
て、芸者が圧迫されて自滅してしま
う、芸者というものがそのためにな
つたと仮定をいたしますと、それは
いいことなんですか、悪いことなん

○田中事務大臣 むづかしい議論であ
りますが、芸者が自滅をしないでなつ
ていくということがよいか悪いかの価
値判断は、なかなかむづかしいこと
でございます。しかしこういう改正を行
いましたものの考え方は、一体芸者と
いう、專業といふか、芸者專業とい
う、やとなと專業の者というやとな
が、果してこういう風俗営業をやつて
いくという制度がよいか悪いかといふ
ことについても考えてみたのでありま
すが、私の考え方は、專業とする芸
者、專業とするやとな、同じ一割五分
のこういう類似をいたしますもの、最
近ではやとなのほか仲居といふもの
ができておまして、これもやとな類
似の行為をするわけでありま。芸者
類似のまた類似をするのですが、結局
それは同じことをしておるものでござ
いますから、そういうものがだんだん
ふえてきておましてどこに籍がある
かわからない、こういう事情のもので
ございまして、これは協同組合でも作
らせまして、将来は芸者制度といふも
のがだんだんとすたれていく、その結
果はそれにかわるべきものとして、自
主的な組合ができてくるということ
は、私はいいことではなからうか。そ
れからこれは大體專業とする必要がな

い商売ではなからうか、夜とかある
は夕方から何時間という時間を限つた
商売でございまして、将来を見てみ
ますと、こういう場合も大いに賞讃を
する場合があります。ではなからうか、た
とえば私の家庭における妻なら妻、私
の娘なら娘といふものが舞を舞う、あ
るいはおどりをおどるといふことが一
般の婦女の教養として習わしてある、
またお茶を立てることも上手、お花も
やるというやとなの教養がありま。場合
に、これが副業をするといふことはおか
しいことではないのではありませんか。た
とえば自主的組合がありま。場合に、ア
ウトサイダーのメンバーとして登録し
ておく。すると何月何日何時何分に
どこそこのお座敷にお越しを願ひたい
という場合には、その、人の妻なり娘
なり、未婚の娘がそこに出ていって
サービスをします。月末がくると一定の
勘定書を逆にもらつてくる。こういう
ことは普通の婦女には非常に便利な副
業ではなからうか、しかしながらそれ
いうサービス業をやらすといふことは
おだやかでないといふ議論が起るかも
しれません。おだやかでないことは
何にも料理屋の座敷に限らないので、
りっぱなところでもおだやかでないこ
とは起り得るわけで、それは座敷の責
任ではないわけでありま。そういう
ふうにいいたしますと、女中さんある
いは仲居あるいはサービス・ガールとい
うものが必要な際には——一つの料亭
において常に一定の人員は置いてお
く。しかしお客さんの多い約束のある
ときに、必要な場合においては何か
を臨時に雇うといふ行き方が、女中
についてもできるのではなからうか、女
中についても仲居についてもやとなに

ついても、そういうふうなサービスを
するといふことが広く行われて、そ
うして高級料亭と称せられるところの食
事が非常に明朗な、風教上よろしい方
向に向つて進展をしていくことになつ
ていくことも悪いことじゃないのでは
なからうか、従つて余談になりました
が、ただいまお尋ねの芸者の姿が圧迫
されて消えていくといふことはやむを
得ないことじゃなからうか、むしろ喜
ぶべき現象ではなからうかと考えるわ
けでございます。しかしながら芸者と
いうものが少くなつて、何かやみの
サービスをする人が多くなる結果、風
教上おもしろくないような、そういう
傾向が出てくる場合においては、立法
の措置の上からもまた考えなければな
らぬのではなからうかといふふうに思
ひわけでありま。

○永田委員 これではございますが、こ
れは税法と少し離れてしまつたけれど
も、芸者の——これは政府の方針か
もしれぬけれども、つまり芸者をつ
の芸術として、日本独自の歌舞伎なん
かと同じように、一つのそういう文化
財のようなものとしてやはり保存した
方がいんじやないか、そういうもの
が全然なくなつちまうといふこと、こ
れは税法の問題を別にして、やとな
んかがどんどんふえてきて、圧迫され
てそういうものがなくなつちまうとい
ふことは、日本の芸術史からいつても
どうもさびしいのではないか、政府の
方針としてそういうお考えがあるの
ではないかと思ふのですが、どうでし
うか。

○田中事務大臣 政府の方針にそら
う方針が特にあるというわけではな
いわけでございます。ただこういうこと
は言えるのではないかと思ひます。たと
えば大都會の各地におけるところの芸
者の風景、特に京都の場合で申しま
す、舞子のような風景が一般の観光施
設の一つとして——人間の施設になり
ますが、観光的名づかいとしてそら
うものが存在すること、京都に行けば
芸者にも会えるが、しかし舞子も見得
るという観光の一つの対象のふぜい
として、これを養つていくことが必要
ではなからうかといふ御意見に対して
は、私は傾聴すべきものがあると思
ひます。しかしながらこれは特に観光地
と考へられます地域において必要な事
柄でございまいしょう。従つて自然に消
えていきま。姿はいたし方がないとし
ても、自主的に一割五分の税を納めて
これを温存していつてくれるところが
あるといいたしますと、これはまことに
けつこうなことであると思へざるを得
ないのでございまい。

○中井委員長代理 それでは本日の会
議はこの程度にします。次会は明十四
日午前十時三十分より開会することに
いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後一時六分散会